

島根県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 28 日

島根県後期高齢者医療広域連合

代表監査委員 岸 田 薫

島根県後期高齢者医療広域連合

監査委員 楫 野 弘 和

第 1 監査の対象

平成 29 年度一般会計及び後期高齢者医療事業特別会計

第 2 監査の期日

平成 30 年 3 月 28 日

第 3 監査の範囲

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までに執行された財務に関する事項

第 4 監査の方法

諸帳簿その他関係書類を監査し、関係職員から事情聴取した。

第 5 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正に処理されていると認められた。